

地方独立行政法人大阪府立病院機構 会計監査人候補者の選定に関する企画提案募集仕様書

1 名称

地方独立行政法人大阪府立病院機構における会計監査人業務

2 目的

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、機構の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要がある。また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（大阪府知事（以下「知事」という））が選任することとなっており、機構が会計監査人の候補者を選定し、機構の報告を受けて知事が選任する。そこで、機構において、会計監査人業務を行うことのできる監査法人等に提案を求め、人員体制、業務実績、見積額等を総合的に評価することにより、機構の会計監査人として高い専門性を担保し、費用対効果の拡大を目指す。

3 監査対象機関及び所在地

機 関 名	所 在 地
本部事務局	大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1番56号
急性期・総合医療センター	大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1番56号
呼吸器・アレルギー医療センター	大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番1号
精神医療センター	大阪府枚方市宮之阪3丁目16番21号
成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号
母子保健総合医療センター	大阪府和泉市室堂町840

4 業務の内容

法第35条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定に基づく意見書の提出。

<具体的内容>

地方独立行政法人法の規定による機構の会計監査人として、

- (1) 機構の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対して、法令等の規定に基づき行う監査業務
 - ・ 監査計画の作成
 - ・ 期中監査
 - ・ 期末監査
 - ・ 監査報告書の作成
- (2) 機構理事・監事との連携業務
 - ・ 監査計画についての意見交換
 - ・ 監査についての報告・意見交換
 - ・ 監査報告書についての説明・意見交換
 - ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 機構の内部監査部門との連携（情報交換等）業務

- (4) 法人会計及び法人経営についての助言・相談対応業務及び情報提供
 - ・会計基準等の見直しによる支援及び情報提供
 - ・会計処理に関する重要事項への対応
 - 成人病センター等の建替整備の大型設備投資への対応
 - 財務会計システムの新システムへの更新対応
 - その他の重要事項への対応
 - ・法人経営に関する助言や情報提供
 - 経営改善につながる助言
 - 他病院（民間含む）の事例紹介
- (5) ニーズにあった効果的な実務研修
 - ・経理、内部統制、地方独立行政法人の業務運営に即した研修
 - ・経理に関する人材育成を伴う研修

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、5名以上の公認会計士による監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこと。

6 その他留意事項

- (1) 法令の遵守
本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の保護
個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。
- (3) 守秘義務
本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。
- (4) 書類保管
法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。
契約期間が終了した場合には、府または機構から貸与した書類等は返還すること。

(参 考 資 料)

① 過去の監査実績 (監査日数)

(単 位 : 人 日)

監査区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
期中監査	45	41	27	39	47
期末監査	65	59	70	75	98
監査計画の立案他	11	10	13	13	8
計	121	110	110	127	153

② 機構の概要【平成 27 年 3 月末現在】

名 称	地方独立行政法人 大阪府立病院機構
設 立 日	平成 18 年 4 月 1 日 (※設立認可(総務大臣)日:平成 18 年 3 月 24 日)
定 款	地方独立行政法人大阪府立病院機構定款
関 係 法 令	地方独立行政法人法、同施行令
法 人 業 務	<ul style="list-style-type: none">・医療を提供すること。・医療に関する調査及び研究を行うこと。・医療に関する技術者の研修を行うこと。・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設を運営すること。・前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 [定款 18 条]
法 人 の 組 織	<ul style="list-style-type: none">・急性期・総合医療センター・呼吸器・アレルギー医療センター・精神医療センター・成人病センター・母子保健総合医療センター・本部事務局
役 員	理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 6 人以内及び監事 2 人以内 [定款 7 条]
職 員	3,875 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)
病 床 数 (許可病床数)	<ul style="list-style-type: none">・急性期・総合医療センター 768 床 (一般 734 床、精神 34 床)・呼吸器・アレルギー医療センター 464 床 (一般 390 床、結核 68 床、感染症 6 床)・精神医療センター 473 床 (精神 473 床)・成人病センター 500 床 (一般 500 床)・母子保健総合医療センター 375 床 (一般 375 床)

資金収支	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 収入：737.1億円 支出：718.5億円 資金収支差：18.5億円 ・平成24年度 収入：846.7億円 支出：833.2億円 資金収支差：13.4億円 ・平成25年度 収入：823.7億円 支出：805.9億円 資金収支差：17.9億円 ・平成26年度 収入：798.5億円 支出：794.7億円 資金収支差：3.8億円
会計監査人	平成23～27年度は、有限責任監査法人トーマツ
取引金融機関	㈱三菱東京UFJ銀行

③ 設置する診療科目

病院名	診療科目
急性期・総合医療センター	総合内科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病代謝内科、腎臓・高血圧内科、心臓内科、小児科、精神科、神経内科、免疫リウマチ科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、救急診療科、画像診断科、放射線治療科、臨床検査科、病理科、麻酔科、障がい者歯科、歯科口腔外科、障がい者外来、ER部、緩和ケア科
呼吸器・アレルギー医療センター	感染症内科、肺腫瘍内科、緩和ケア科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、アレルギー内科、小児科、消化器・乳腺外科、眼科、呼吸器外科、皮膚科、産婦人科、放射線科、耳鼻咽喉科、歯科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科、臨床検査科、集中治療科、外来化学療法科、呼吸器内視鏡内科
精神医療センター	精神科、児童思春期精神科、歯科（入院患者のみ）
成人病センター	消化管内科、肝胆膵内科、呼吸器内科、血液・化学療法科、臨床腫瘍科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、整形外科（骨軟部腫瘍科）、婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科（頭頸部外科）、心療・緩和科（腫瘍精神科）、アイトップ診療科、放射線治療科、循環器内科、脳循環内科（神経内科）、心臓血管外科、放射線診断科、臨床検査科、病理・細胞診断科、麻酔科、消化器検診科、精密健康診断科、リハビリテーション科、形成外科、外来化学療法科、歯科（オーラルケア）
母子保健総合医療センター	産科、新生児科、母性内科、消化器・内分泌科、腎・代謝科、血液・腫瘍科、小児神経科、子どものこころの診療科、遺伝診療科、小児循環器科、小児外科、総合小児科、呼吸器・アレルギー科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、心臓血管外科、口腔外科、矯正歯科、放射線科、検査科、麻酔科、集中治療科、リハビリテーション科、病理診断科

- ・地方独立行政法人大阪府立病院機構 ホームページ <http://www.opho.jp/>
- ・大阪府立急性期・総合医療センター ホームページ <http://www.gh.opho.jp/>
- ・大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター ホームページ <http://pmc.opho.jp/>
- ・大阪府立精神医療センター ホームページ <http://www.opho.jp/seishin/>
- ・大阪府立成人病センター ホームページ <http://www.mc.pref.osaka.jp/>
- ・大阪府立母子保健総合医療センター ホームページ <http://www.mch.pref.osaka.jp/>